

第4回建設小委員会 次第

日 時： 平成15年12月18日（水） 午前9時30分から
会 場： 一宮地場産業ファッションデザインセンター2階 第一会議室

1 開会

2 議題

(1) 協議事項

協議建設第3号 上・下水道事業（その2）について (資料1)

協議建設第4号 使用料、手数料等の取扱いについて (資料2)

協議建設第5号 補助金、交付金等の取扱いについて (資料3)

(2) 提案事項

協議建設第6号 公共的団体等の取扱いについて (資料4)

3 その他

建設小委員会の日程について (資料5)

4 閉会

上・下水道事業について（協定項目第23-23号）

上・下水道事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	上・下水道事業（その2）
調整方針	(1) 上・下水道事業ともに、合併時に会計の統一化を図り、下水道事業については企業会計で水道事業と同様の取扱いをしていく。 (2) 受益者負担金については、合併時に各市町の現行制度を新しい制度に統合する。 (3) 給水申込みに伴う手数料及び排水設備工事の申請に伴う手数料は、合併時に一宮市の制度に合わせる。

協議状況	
提案	平成15年11月19日
協議	平成15年12月18日
確認	平成 年 月 日

使用料、手数料等の取扱いについて（協定項目第15号）

使用料、手数料等の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	使用料、手数料等の取扱い
調整方針	(1) 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、施設の規模、実態等を考慮し調整を図るものとする。 (2) 手数料については、住民負担の公平性を図るため合併時に統一する。

協議状況	
提案	平成15年11月19日
協議	平成15年12月18日
確認	平成 年 月 日

補助金、交付金等の取扱いについて（協定項目第17号）

補助金、交付金等の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	補助金、交付金等の取扱い
調整方針	<p>補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整するものとする。</p> <p>(1) 2市1町で同一あるいは同種のものについては、関係団体等の理解と協力を得て、できる限り早い時期に統一の方向で調整する。</p> <p>(2) 各市町独自のものについては、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。</p> <p>(3) 整理統合できるものについては、整理統合するよう調整する。</p>

協議状況	
提案	平成15年11月19日
協議	平成15年12月18日
確認	平成 年 月 日

公共的団体等の取扱いについて（協定項目第16号）

公共的団体等の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	公共的団体等の取扱い
調整方針	<p>公共的団体等については、新市の一体性を速やかに確立させるため、それぞれの実情を尊重しながら統合・再編の調整に努めるものとする。</p> <p>(1) 2市1町に共通している団体は、合併時に統合・再編するよう調整に努めるものとする。</p> <p>(2) 2市1町に共通している団体で、実情により合併時に統合・再編できない団体は、合併後速やかに統合・再編するよう調整に努めるものとする。</p> <p>(3) 独自の団体は、現行のとおりとする。</p>

協議状況	
提案	平成15年12月18日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

建設小委員会の日程について

今後予定されている会議は下記のとおりとする。

回	日 程	場 所
5	1月19日(月) 午後2時	木曾川町役場3階 大委員会室
6	2月16日(月) 午前9時30分	木曾川町役場3階 大委員会室

協 議 附 属 資 料

<協議建設第6号 16 公共的団体等の取扱い>

平成15年12月18日

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会
建設小委員会

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会

協議項目	公共的団体等の取扱い		
調整方針(案)	公共的団体等については、新市の一体性を速やかに確立するため、それぞれの実情等を尊重しながら統合・再編の調整に努めるものとする。 (1) 2市1町に共通している団体は、合併時に統合・再編するよう調整に努めるものとする。 (2) 2市1町に共通している団体で、実情により合併時に統合・再編できない団体は、合併後速やかに統合・再編するよう調整に努めるものとする。 (3) 独自の団体は、現行のとおりとする。		
項 目	一宮市	尾西市	木曽川町
建設	木曽川沿川濃尾連携の会	木曽川沿川濃尾連携の会	木曽川沿川濃尾連携の会
	一宮市緑化推進市民協議会	尾西市緑の募金	木曽川町緑の募金委員会
	一宮市千秋みどりの少年団		
	一宮猿海道特定土地区画整理組合		
	一宮伝法寺土地区画整理組合		
	外崎区画整理推進協議会		
	宮田用水土地改良区	宮田用水土地改良区	宮田用水土地改良区
	木津用水土地改良区		
	西成土地改良区		
		尾西市土地改良区	木曽川土地改良区

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会

協議項目	公共的団体等の取扱い		
先進事例	市町村名	合併期日	調 整 方 針
	廿日市市	H15. 3. 1	<p>公共的団体等については、合併後の速やかな一体性を確保するため、各団体の経緯、実情等を尊重しながら、次のとおり調整に努めるものとする。</p> <p>(1) 3市町村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。</p> <p>(2) 3市町村独自の団体は、現行のとおりとする。</p> <p>(3) 統合に時間を要する団体については、将来統合するよう調整に努めるものとする。</p>
	静岡市	H15. 4. 1	<p>新市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分に尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるものとする。</p>
	山県市	H15. 4. 1	<p>公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合又は再編の調整に努めるものとする。</p> <p>(1) 3町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p>(2) 3町村に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合又は再編できるよう調整に努める。</p> <p>(3) 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	公共的団体等の取扱い
関係法令	<p>◎市町村の合併の特例に関する法律(抄) (国、都道府県等の協力等)</p> <p>第16条 1～6 《略》 7 公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。 8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。</p> <p>◎地方自治法(抄) (公共的団体等の監督)</p> <p>第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。 2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。 3 《略》 4 《略》</p>
備考	<p>【公共的団体等】</p> <p>「公共的団体等」とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、養老院、育児院、赤十字社等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会、体育会等の文化事業団体等、いやしくも公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たると否とを問わない。 (行政実例 昭和24年1月13日)</p> <p>「公共的団体等」とは、公共的団体等の事務所が当該地方公共団体の区域内にあるときにはもちろん、たとえ公共的団体等の主たる事務所はほかの地方公共団体の区域内にあっても、その支部なり、出張所が当該団体内に設けられているもの、さらには、支部又は出張所も設けられていないが、その公共的団体の活動が明らかに当該普通地方公共団体の区域内において行われているというようなものも含まれると解するのが妥当。 (学説「逐条地方自治法」)</p>

◎ 2市1町の給水原価について(平成13年度決算数値)

○ 水道事業

区 分	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町
給 水 原 価	132.6 円	126.9 円	129.9 円
供 給 単 価	124.0 円	108.7 円	114.2 円
差 引 額	8.6 円	18.1 円	15.7 円
繰入金の内補助金の額	1,779 千円	8,702 千円	32,610 千円
1㎡あたりの額	0.1 円	1.4 円	9.2 円

給 水 原 価 有収水量1㎡あたりの水を供給するために要した費用であり、需要者へ供給した水1㎡の原価である。

供 給 単 価 有収水量1㎡あたりの給水収益であり、需要者へ供給した水1㎡の売上高である。

○ 下水道事業

区 分	一 宮 市
処 理 原 価	224.4 円
使 用 料 単 価	84.9 円
差 引 額	139.5 円
繰入金の内補助金の額	1,541,964 千円
1㎡あたりの額	129.2 円

処 理 原 価 有収水量1㎡あたりにどれだけの費用がかかっているのかを表すものであり、汚水処理に要した1㎡の原価である。

使 用 料 単 価 有収水量1㎡あたりの下水道使用料で、1㎡あたりどれだけの収益を得ているのかを表すものである。

○ 水道料金改正表(案)
(平成16年4月実施)

料 金 用 途	現 行				改 正						
	基本料金(1か月につき)		超 過 料 金		基本料金(1か月につき)		平 均 値上率	超 過 料 金		値上率	平 均 値上率
	水 量	金 額	水 量	1m ³ につき	水 量	金 額		水 量	1m ³ につき		
家 事 用	10m ³ まで	520 円	10m ³ をこえ25m ³ まで	101 円	10m ³ まで	586 円	12.7 %	10m ³ をこえ25m ³ まで	114 円	12.9 %	12.7 %
			25m ³ をこえるもの	183 円				25m ³ をこえるもの	206 円	12.6 %	
業 務 用	10m ³ まで	520 円	10m ³ をこえ25m ³ まで	101 円	10m ³ まで	586 円	12.7 %	10m ³ をこえ25m ³ まで	114 円	12.9 %	12.7 %
			25m ³ をこえるもの	275 円				25m ³ をこえるもの	310 円	12.7 %	
公 衆 浴 場 用	100m ³ まで	3,300 円	100m ³ をこえるもの	120 円	100m ³ まで	3,719 円	12.7 %	100m ³ をこえるもの	135 円		12.5 %
家事用で1か月 25m ³ 使用の場合				2,035 円			2,296 円	(値上率 12.8 %)			
家事用で1か月 25m ³ 使用の場合 (13mmのメー ター使用料含む)				2,095 円			2,316 円	(値上率 10.5 %)			
備 考	基本料金平均値上率			12.7 %	超過料金平均値上率		12.7 %	全体平均値上率		12.7 %	
	メーター使用料値下率			▲67.4 %				総合平均値上率		11.0 %	

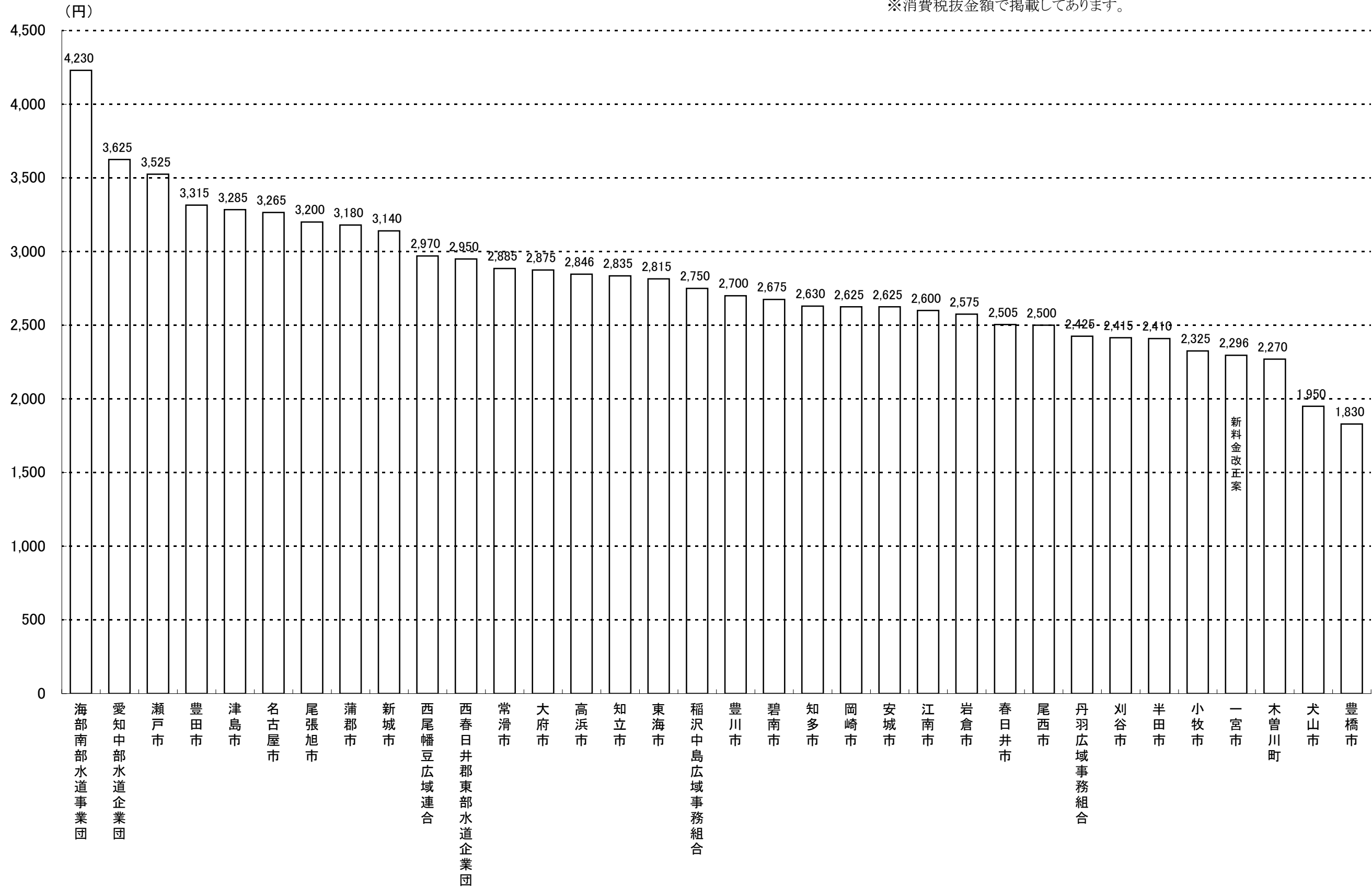
○ メーター使用料改正(案)
 (平成16年4月実施)

口 径	現 行 使 用 料	改 正 使 用 料
13 ミリメートルのもの	60 円	20 円
20 ”	110 円	25 円
25 ”	120 円	30 円
30 ”	180 円	65 円
40 ”	210 円	95 円
50 ”	1,040 円	560 円
75 ”	1,350 円	680 円
100 ”	1,720 円	980 円
150 ”	2,940 円	1,600 円

平均値下率 ▲67.4%

○ 県内都市水道料金比較グラフ(家事用で25 m³使用した場合の1か月の料金)

※消費税抜金額で掲載してあります。



○ 下水道使用料改正表(案)
(平成16年4月実施)

用途	現 行				改 正							
	基本使用料(1か月につき)		超 過 使 用 料		基本使用料(1か月につき)		平均 値上率	超 過 使 用 料		値上率	平均 値上率	
	水 量	金 額	水 量	1m ³ につき	水 量	金 額		水 量	1m ³ につき			
家 事 用	10m ³ まで	520 円	10m ³ をこえ25m ³ まで	88 円	10m ³ まで	596 円	14.6 %	10m ³ をこえ25m ³ まで	101 円	14.8 %	14.7 %	
			25m ³ をこえるもの	97 円				25m ³ をこえるもの	111 円	14.4 %		
業 務 用	10m ³ まで	520 円	10m ³ をこえ25m ³ まで	88 円	10m ³ まで	596 円		10m ³ をこえ25m ³ まで	101 円	14.8 %	14.7 %	
			25m ³ をこえるもの	100 円				25m ³ をこえるもの	115 円	15.0 %		
公 衆 浴 場 用	200m ³ まで	4,600 円	200m ³ をこえるもの	50 円	200m ³ まで	5,276 円	14.7 %	200m ³ をこえるもの	57 円	14.0 %		
臨 時 用	1m ³ につき	-	-	100 円	1m ³ につき	-	-	-	110 円	10.0 %		
工 場 廃 液 用	1m ³ につき	-	-	100 円	1m ³ につき	-	-	-	110 円	10.0 %		
家事用で1か月 25m ³ 使用の場合	1,840 円				2,111 円 (値上率 14.7 %)							
備 考	基本使用料平均値上率 14.6 %				超過使用料平均値上率 14.7 %				全体平均値上率 14.0 %			

○ 県内都市下水道使用料比較グラフ(家事用で25 m³使用した場合の1か月の使用料)

